

令和7（2025）年度予算編成方針

令和6（2024）年10月
柏 崎 市

1 予算編成の基本方針

令和7（2025）年度予算は、第五次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となることから、将来都市像「力強く 心地よいまち」の実現に向け、分野別施策に定めた目標指標や重要業績評価指標（KPI）の達成に必要な取組を着実に進めるとともに、令和8（2026）年度からの次期総合計画を視野に入れる必要がある。持続可能な市政運営を目指し、決意を新たに目の前の課題に全力で取り組まなければならない。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）において、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本方針を示した。また、地方創生については、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、強い危機感を持って新展開を図るとしている。また、県は、昨年10月に「新潟県行財政基本方針」を策定し、財源対策的基金や県債管理基金の確保、実質公債費比率や将来負担比率の改善、簡素で効率的な行政体制の構築を目標とした行財政運営に取り組むとしている。

本市の財政状況の見通しは、生産年齢人口の減少や地価の下落傾向に伴い、市税は漸減傾向にある。その一方、歳出では、物価・賃金・金利の上昇に対応しつつ、老朽化する公共施設の大規模修繕、未利用施設の解体や道路・橋りょう等のインフラ施設の維持補修のほか、少子高齢化に伴う社会保障関係費等の継続した財政需要が見込まれることから、今後の財政運営は、一層厳しさを増すことが予想される。

こうした中、最重要課題である人口減少・少子高齢化の同時進行への対応が必要であり、原子力発電所の再稼働議論にしっかりと道筋を付けること、病院経営危機を巡る医療再編議論の中で安心できる医療体制の確保、鉄道はじめ各公共交通機関の方向性等、現在直面する諸課題にもスピード感を持って取り組んでいかなければならない。

一方で、本市には強みがあり、それを磨き上げ、持続可能なまちづくりに向けた未来への投資を着実に行うことが重要である。特に基幹産業であり、市の経済成長を牽引する製造業のイノベーションによる振興、本市が主導して設立した柏崎あい・あーるエネルギー株式会社を通じた再生可能エネルギーの供給や2035年脱炭素社会の実現に向けた歩み、さらに、充実した子ども・子育て政策等は本市発展の原動力であり、これらを一層力強く推し進めていくことにより、将来に希望を抱き、安心して暮らすことのできる市政運営を追求することが可能となる。

これらの現実を見据え、危機感をしっかりと認識すると同時に本市の可能性を見だし、それを実現することで市民の豊かさを高めていくことを念頭に、令和7（2025）年度予算は、次の方針に基づき編成するものとする。

(1) 重点戦略を推進する事業

後期計画の重点戦略に位置付けられ、本市が直面する重要課題に積極的に取り組む事業については、引き続き予算の重点化を行う。

また、次期総合計画を先導する事業へも重点的・効率的に財源を配分する。

(2) 新規・拡充事業

予算要求に先立ち、市長と各部長とのミーティングを実施する。重要性・緊急性から新たに取り組む事業又は拡充する必要のある事業は、ミーティング時に提案・説明すること。その結果を踏まえ、予算の重点化を行う。

なお、新規・拡充事業についても財政計画に計上されていることが原則であり、費用対効果、後年度負担及び他市の状況等の検証を十分に行うこと。

新規事業においては、関連した事業の統合・縮小・廃止等の見直しを行うこと。あらかじめ市長の指示又は了解を得た事業であっても、財務部長査定の対象とする。

(3) 健全財政の堅持

健全かつ安定した財政運営を堅持するため、堅実な財源確保と効果的な事務事業を展開するとともに、将来的な財政負担を抑制するような予算編成を行う。

所属長のリーダーシップの下、今までと違った角度から業務の必要性・内容等の在り方を再確認するとともに、仕事の進め方を根本的に見直す意識を持ち、行政サービスの高付加価値化の推進に組織を挙げて最善を尽くすこと。

また、近年、激甚化・頻発化する自然災害に備え、財政出動の余力を残していくことも必要であるため、財政調整基金に過度に依存しない財政運営を目指す。

2 予算要求に際しての留意事項

(1) 予算要求の基本事項

当初予算は、会計年度を通じた予算を計上するものであり、当初予算で要求すべきものを安易に補正予算にて要求することのないようにすること。

予算要求に当たっては、本市の財政状況や社会経済情勢を十分に認識し、過去の要求内容の単純な引用など、前例踏襲、慣習・通例による要求は行わないこと。

具体的な予算要求に際しては、事務事業の優先順位を明確にすること。

所期の目的・目標の達成状況や市民ニーズの適合、費用対効果及び後年度負担等について合理的根拠に基づく検証を確実に行之、緊急性・必要性等の判断基準により徹底した施策・事業の重点化を進め、要求内容にメリハリをつけること。

(2) 経費別要求基準

令和7（2025）年度の予算編成に当たっては、後期計画及び総合戦略等の更なる推進のため、次のとおり経費別の要求基準を設定する。

ア 経常費

- (ア) 後期計画（ローリング後の財政計画を含む。）、総合戦略に沿って要求すること。
- (イ) 物価高騰対策に必要な経費は、一人一人が想像力・創造力を駆使し、部課長も含め、十分精査した上で要求すること。
- (ウ) 事務事業のスクラップアンドビルドにより要求する新たな科目の計上額は、正当な理由がない場合は、従来の科目の総額を上回らないこと。
- (エ) 東日本大震災被災者支援に係る経費は、別枠とする。
- (オ) その他経費別留意事項のとおり、十分に精査（減額）して要求すること。

イ 事業費

後期計画に掲げる重点戦略、主要施策及びローリング（見直し）後の財政計画に所要額を計上済みの事業並びに総合戦略の目標達成に資する事業とする。

ウ 新規・拡充事業

後期計画を着実に推進する事業で、かつ、市長ミーティングにおいて特に必要と認められた事業とする。ただし、スクラップアンドビルドの視点に立ち、既存事業の見直しによる財源確保を検討すること。

(3) 共通留意事項

ア 歳入・歳出、事務事業の精査

歳入については、健全財政確保の見地から、確実な見通しを立てること。その際、国・県支出金や特定目的基金の有効活用も含めた特定財源の的確な把握に努めること。

歳出については、事務事業の内容を精査し、かつ、適切な科目での予算措置を行うこと。職場内の適正な人員配置に努めるとともに、引き続き経費の削減を図ること。

また、公と私の精査という峻別の思想の下、行政の最小化・最強化に取り組むため、事務事業評価対象となった事務事業のほか、全ての事務事業において、予算要求する段階で事業の廃止、民営化・譲渡や委託等の可能性を調査するなどの見直しを行い、真に行政が行うべき事業を精査すること。

イ コスト意識に基づく予算要求

先例に捕らわれることなく、全ての事務事業を次の観点において検証すること。

- (ア) 必要性：市が実施する必要性が確認できているか。
- (イ) 効率性：無駄がなく、投入される行政資源に見合う成果が確実に見込めるか。DX推進による効果が現れているか。
- (ウ) 有効性：意図する目的・効果を最大化できる手法が選択されているか。
- (エ) 公平性：後年度へ過度な負担を強いていないか。地域間において不均衡な制度・サービスとなっていないか。
- (オ) 緊急性：課題を先送りすることなく迅速に対応しているか。他の事業より優先して実施すべきものか。

ウ 不用額の縮減

不用額の発生は、限りある財源の有効活用や重要施策への重点配分を図る上で不適切である。毎年度、一定の割合で不用額が発生していることから、その原因を分析し、精緻に見積もること。

エ 関係部局との連携

行政需要の多様化・複雑化に伴い、複数の部署が分野横断的に取り組むべき事業が増加していることから、適切な情報共有体制の下、職員相互の協力体制や組織間の連携を強化した上で、予算要求に当たっては事前に必ず関連部局間で協議し、行政の総合性・効率性を最大限確保すること。

オ 年間予算、国・県の動向把握

国の予算や地方財政計画が現時点では明らかでないため、原則として現行制度に基づき、国・県等の動向を的確に把握した年間予算とする。

この年間予算の考え方は、災害関係など特別の事情がある場合を除き、執行における財源不足の補正は認めない方針であるので、要求に当たっては特に留意すること。

なお、国においては、経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）にある中長期的に持続可能な経済社会の実現に向けた取組の動向、県においては、再び危機的な財政状況を招くことがないように予算編成方針の指針として策定した新潟県行財政基本方針に基づく取組の動向を把握すること。

また、国の新年度予算編成に伴い、制度変更や新たな施策への対応が予想されることから、常に情報収集に努め、必要に応じて予算編成過程での反映に努めること。

さらに、国が要請する事務事業を着実に実施すること。

予算要求後に制度変更等が生じ、財政措置が必要になった場合には、速やかに財政管理課財政係と協議すること。これは、規律の中にも柔軟に対応するという両面から、予算の効率的な執行を後押しするものである。

カ 補助金交付事業の取組

市政発展や住民福祉の向上のために必要な国・県の新規補助事業への取組及び単独による新規の補助金交付を予定するものや要綱の見直しを予定しているものについては、予算査定の前に補助金等検討委員会（10月2日、3日及び4日開催済み）において審議し、その後、庁議での協議（10月中旬）を経て決定する。

キ 各機関からの指摘事項等

国・県、市議会、監査機関からの指摘・指導事項は、改善すること。

3 予算編成スケジュール（予定）

- 10月10日（木） 予算編成方針説明会（1回目）
- 10月11日（金） 予算編成方針説明会（2回目）
- 10月17日（木） 市長と各部長とのミーティング～10月22日（火）
- 11月 5日（火） 要求 締切り（経常費・特別会計）
- 11月 8日（金） 聴き取り・査定（特別会計）
- 11月11日（月） 聴き取り・査定（経常費）～12月5日（木）
- 11月11日（月） 要求 締切り（事業費）
- 12月 6日（金） 聴き取り・査定（事業費）～12月12日（木）
- 12月13日（金） 聴き取り（歳入）
- 12月25日（水） 部長査定結果各課通知
- 1月 6日（月） 市長査定 ～1月8日（水）
- 1月10日（金） 各課内々示
- 1月15日（水） 市長復活査定
- 1月16日（木） 復活処理
- 1月17日（金） 各課内示
- 1月22日（水） 各課予算書原稿点検～1月27日（月）
- 2月14日（金） 臨時庁議、議会会派代表者会議説明、臨時記者会見